

令和7年度第1回気象庁入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所		令和 7 年 9 月 18 日(木)気象庁会議室	
委 員		委員長 遠 藤 和 義 (工学院大学教授) 委 員 安 田 恵 (公認会計士) 委 員 横 山 幸 太 (弁護士)	
審議対象期間		令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	
契約の現状の説明等		入札・契約手続の運用状況等の報告	
総抽出案件		5 件	〈備考〉
工 事	一般競争	2 件	
	指名競争	0 件	
	随意契約	0 件	
建設コンサル タント業務等	一般競争	0 件	
	指名競争	0 件	
	随意契約	0 件	
物 品・ 役務等	一般競争	3 件	
	指名競争	0 件	
	随意契約	0 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等		別紙のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容		なし	

意見・質問	回答
1. 入札・契約手続の運用状況等の報告	
資料には不調・不落の発生状況が含まれていないが、入札監視の観点では、契約した案件だけでなく不調・不落についても対象となるのでは。 不調・不落がある一方で、低入札も発生している。国全体としては、労務単価を上げるなど工事費が高くなる施策をとっているように見えるが、1者応札かつ1回目で低入札が発生していることについてどのように考えているか。	対象期間における不調・不落の発生状況について、確認のうえ、後日報告する。次回以降の資料にも反映させる。 低入札となった案件については必ず調査を行い、妥当性を確認しているが、引き続き低入札価格調査の結果を注視していきたい。
2. 航空気象観測通報業務委託（福岡管区気象台） 【物品・役務等、一般競争入札】（対象期間外）	
航空気象観測通報という重要な業務の中で、飲酒による問題はあってはならないこと。指名停止措置を行っていないようだが、措置事由に該当しないと判断したのか。 事業者の中で処分が行われたとのことだが、処分理由や内容の妥当性は確認したのか。 本事案について、過去の委員会で取り上げた際に「受注者の固定化が続けばどこかで問題が起きるのでは」といった指摘をしていた。競争性が低い中で同じ事業者が続けると、ある種の緩みが起きかねない。このような問題が発生した場合は、委員会に対して自主的に報告すべき。 気象庁としては、外部通報により問題を把握したとのことだが、「報告を怠るということは絶対あってはならない」ということを先方にも伝えていただきたい。速やかに報告いただくことで良い緊張感が生まれてくるかと思う。	事業者が雇用する観測員による不誠実な行為ではあるが、当事者が逮捕や公訴されることはなかった。また、結果的にはあるが航空気象観測通報の実施に影響はなく、契約内容は履行されていたということもあり、指名停止措置事由には該当しないという判断をした。 事業者内での処分であるため、詳細については承知していないが、適切に処分されたものと認識している。 今後は、審議事案で何かあれば速やかに報告するようにしていきたい。 こちらとしても報告がなかったことについて問題視しており、受注者に対してしっかりした情報共有体制の構築を指示するとともに、他の事業者に対しても速やかな報告の徹底について指導している。

3. 那覇第一地方合同庁舎原状回復工事（沖縄气象台）	
【工事、一般競争入札】	
変更仕様書の中で不明点が複数あった。 「共用廊下の掲示板撤去」、「屋上の不要物撤去」は目視で分かるもので、当初契約の仕様に含めることが可能であったのではないかと。共用廊下の壁の補修作業は気象庁が費用負担すべきもののなか。 1回目が不調となり、20日という短い間隔で再度公告されているが、予定価格が若干減ったのはなぜか。	（詳細について説明） 確認のうえ、回答する。 仕様の内容自体は変わっていないが、工期が若干短くなったことが予定価格の差に表れている。
4. 東京航空地方气象台 空港気象ドップラーレーダー局舎建築工事（東京管区气象台）	
【工事、一般競争入札】	
低入札価格調査資料の中に「契約対象工事に関連する手持ち工事の状況」という項目があり、本事案と関連のなさそうな他機関の工事が並んでいるが、これはどのように理解すればよいか。 経営自己診断システムで「警戒ゾーン」と分析されたが、純資産合計、損益計算書当期純利益が共にプラスであるため、特に問題となることはない、という判断をしたということか。 低入札価格調査資料の「労務者の具体的供給見通し」の項目で労務単価の記載があるが、この単価であれば下請けまで適切な金額を払えると確認しているということによいか。	本事案の規模に近い、もしくはそれよりも大きい工事を公的機関から受注していることをこの資料は示している。 そのとおり。 そのとおり。今回の低入札に至った具体的な要因は、鉄骨をグループ会社の工場に一括発注することで約3億円のコストダウンができたこと。人件費については、委員が懸念されているようなことはない判断している。

5. 気象庁海洋気象観測船建造（気象庁本庁）	
【物品・役務等、一般競争入札】	
老朽化による更新ということで、現在の船から改善点や新規で付加される特徴はあるのか。 昨今重要性が高くなっている環境負荷低減の観点で、仕様に盛り込んだ点はあるか。 完成が令和 10 年度ということで、物価高騰により最初の契約額では無理、ということになってしまわないか。 予定価格について、落札者 1 者から徴取した見積書と発注者の積算との比較で作成したと思うが、内訳はそこそこ異なっているにもかかわらず、落札額と予定価格がほぼ同じ（98.87%）となっているのはなぜか。	アジマス推進器の導入より、計算上で燃費が約 10%改善される。観測内容に特段の変更はないため、観測機能としてはほとんど同じ。ただし、台風の観測のため、水中グライダーを搭載できるようになる。 排気ガス中に含まれるNO_xと言われる窒素酸化物を低減するためのSCR(脱硝装置)を排気の煙突に設けることにより、環境負荷の低減を図っている。 特にそのような話は出ていない。 受注者の積算方法は不明だが、4年前の凌風丸も受注しており仕様を熟知している。なおかつ、1回で落札していることから、物価の変動などを考慮すると近い数字を出すことはあり得ると考えられる。
6. 火山観測装置の製作及び取付調整（気象庁本庁）	
【物品・役務等、一般競争入札】	
入札価格内訳表を見ると値引き額が大きい(9億円のうち3億円)。値引き額の割合が3分の1となっており、このことをどのように考えているか。 この労務単価の乖離について、問題ない範囲だと解釈されているのか。 本事案は「取付調整」のため、「物品の製造」又は「物品の販売」の競争参加資格を求めているのか。	労務単価が大きな要因となっていると考えている。私どもが使用する労務単価はどの会社でも対応できるように各社の平均値を使用しているため、業者が定める労務単価とこちらで使用する単価に乖離がある場合、「出精値引き」という名目で調整せざるを得ない。受注者の単価の約 0.6 倍がこちらの単価となっている。 本事案について、例年、複数回の応札を繰り返してはいるものの、現実的に契約ができていないため、非現実的な単価設定ではないと判断している。 そのとおり。物品の購入契約としている。
7. 審議の結果	
2. について、今後このようなことがないようにしていただきたい。 その他の事案については、今後とも色々と留意されて適正・公正な運用をしていただきたい。	